

銀行の主要株主規制

制度調査部
金本 悠希

20%以上の議決権取得には、予め認可が必要

【要約】

11月22日、米国投資ファンドが組成した投資ピークルが新生銀行に対して発行済株式数の約22.73%を上限とする公開買付けを開始した。

銀行法は、銀行の主要株主規制を行っており、総議決権の5%超を保有する銀行議決権大量保有者には届出を求め、総議決権の20%以上を保有する銀行主要株主になろうとする者には、予め認可を受けることを求めている。

また、金融庁長官は、総議決権の50%超を保有する支配株主に対しては、支配株主傘下の銀行経営の健全性維持のため、銀行支援を要請できる。

1. はじめに

2007年11月22日、米国投資ファンドが組成した投資ピークルが、新生銀行に対して発行済株式数の約22.73%を上限とする公開買付けを開始した。

銀行法は、銀行について以下のように主要株主規制を行っており、20%以上の議決権保有者になろうとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣（金融庁長官に権限を委任）の認可を受けなければならないとしている¹。

銀行議決権大量保有者：総議決権の**5%超**（20%未満）

5営業日以内に銀行議決権保有届出書を提出しなければならない

銀行主要株主：総議決権の**20%以上**

予め金融庁長官の認可を受けなければならない

支配株主：総議決権の**50%超**

金融庁長官は、支配株主傘下の銀行経営の健全性維持のため、銀行支援を要請できる²

本稿では、銀行の主要株主規制について説明する。

¹ 新生銀行に対する公開買付けにおいても、公開買付開始公告において、公開買付者等がこの認可申請を行い、認可を受けることができなかった場合等は、公開買付けの撤回等を行う可能性があることが明らかにされている。

² 小山嘉昭「詳解 銀行法」（金融財政事情研究会）433ページ



2. 銀行議決権大量保有者

(1) 銀行議決権大量保有者

以下の者³は銀行議決権大量保有者とされ、銀行議決権大量保有者となった日から原則として5営業日以内⁴に、銀行議決権保有届出書を財務局長に提出しなければならない(銀行法52条の2、59条1項・2項、銀行法施行令17条の2の2第1号)。

銀行の総議決権の5%超の保有者

銀行持株会社の総議決権の5%超の保有者

ただし、ここでいう議決権には、以下の(A)の株式等の議決権は含まれないが、以下の(B)の株式等の議決権は含まれる(銀行法52条の2第2項、2条11項、銀行法施行規則1条の3)。

(A) 除外される議決権

信託財産として所有する株式等⁵の議決権

有価証券関連業を営む金融商品取引業者及び外国の会社が業務として所有する株式等の議決権

投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等⁶の議決権

民法の組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合⁷の非業務執行組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等⁸の議決権

に準ずる株式等で、金融庁長官の承認を受けた株式等の議決権

(B) 含まれる議決権

信託財産である株式等に係る議決権で、議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの

銀行議決権大量保有者は、以下の事項が生じた場合は、その日から原則として5営業日以内⁹に、

³ 国、地方公共団体、投資者保護基金、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、外国政府等(国等)は除く(銀行法52条の2、銀行法施行令15条)。

⁴ 保有議決権数に増加がない場合等は別途定められている。外国人・外国法人の場合は、銀行議決権大量保有者となった日から1ヶ月以内と定められている(銀行法施行規則34条の2第2項)。

⁵ その議決権を、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社若しくは当該議決権の保有者に指図を行うことができるものに限る(銀行法施行規則1条の3)。

⁶ 有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。

⁷ 一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。

⁸ 非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。

⁹ 保有議決権数に増加又は減少がない場合等は別途定められている。外国人・外国法人の場合は、1ヶ月以内と定め

変更報告書を財務局長に提出しなければならない（銀行法 52 条の 3 第 1 項、59 条 1 項・2 項、銀行法施行令 17 条の 2 の 2 第 1 号）。

議決権保有割合の 1%以上の増減

以外の議決権保有届出書の記載事項の変更

なお、以下の場合は、短期間に大量の議決権を譲渡した場合として、変更報告書には譲渡の相手方と対価に関する事項についても記載しなければならない（銀行法 52 条の 3 第 2 項、銀行法施行令 15 条の 3）。

変更報告書に記載すべき変更後の議決権保有割合が、以下の条件をいずれも満たす場合

銀行議決権保有届出書等に記載された議決権保有割合のうち最高のものの、2 分の 1 未満

銀行議決権保有届出書等に記載された議決権保有割合のうち最高のものより 5%超減少

また、銀行議決権保有届出書・変更報告書を提出した者は、以下の場合には訂正報告書を財務局長に提出しなければならない（銀行法 52 条の 3 第 4 項、59 条 1 項・2 項、銀行法施行令 17 条の 2 の 2 第 1 号）。

記載内容が事実と相違していると認める場合

記載すべき事項又は誤解を生じさせないために必要な事実の記載が不十分又は欠けていると認める場合

銀行議決権大量保有者は、銀行議決権保有届出書・変更報告書において、重要事項の虚偽記載がある、又は重要な事実の記載が欠けている疑いがある場合は、金融庁長官・財務局長により報告・資料提出を求められ、立入検査がなされる場合がある（銀行法 52 条の 7、52 条の 8、59 条 1 項・2 項、銀行法施行令 17 条の 2 の 2 第 3 号・4 号）。

（2）銀行議決権保有届出書の記載事項

銀行議決権保有届出書には、以下の事項¹⁰を記載しなければならない（銀行法 52 条の 2、銀行法施行規則 34 条の 2 第 1 項）

議決権保有割合・取得資金に関する事項、保有の目的その他の議決権の保有に関する重要な事項
商号、名称又は氏名及び住所

られている（銀行法施行規則 34 条の 4 第 2 項）。

¹⁰ 銀行法施行規則 別紙様式第 10 号の 2 に記載項目が明記されている。

資本金額及び代表者氏名（法人の場合）

営業所の名称・所在地並びに事業の種類（事業を行っている場合）

（3）銀行議決権保有届出書等に関する特例

以下の者については、一定の条件の下で銀行議決権保有届出書等に関して特例が認められている（銀行法 52 条の 4、銀行法施行規則 34 条の 5 第 2 項）。

銀行、長期信用銀行、有価証券関連業又は投資運用業を営む金融商品取引業者、信託業法の免許を受けた信託会社、保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び日本郵政公社

外国の法令に準拠して外国において銀行業、有価証券関連業、投資運用業、信託業又は保険業を営む者

を共同保有者とする者

この特例とは、銀行議決権保有届出書に関しては、予め財務局長に届け出た基準日¹¹時点で議決権保有割合が 5% 超となっていれば銀行議決権保有届出書を、基準日の月の翌月 15 日までに財務局長に提出すればよいというものである（銀行法 52 条の 4、59 条 1 項・2 項、銀行法施行令 17 条の 2 の 2 第 1 号）。

ただし、この特例を利用するには以下の条件をともに満たさなければならない（銀行法 52 条の 4、銀行法施行規則 34 条の 5 第 3 項・4 項）。

議決権保有割合が 10% 以内であること

共同保有者がいる場合は、共同保有者の議決権保有割合が 1% 以内であること

上の特例が認められる者は、変更報告書についても特例が認められ、以下の場合等¹²には、それぞれ定める日までに財務局長に提出すればよい（銀行法 52 条の 4、59 条、銀行法施行令 17 条の 2 の 2、銀行法施行規則 34 条の 5 第 5 項・6 項）。

特例銀行議決権保有届出書の基準日の後の基準日における議決権保有割合が、当該銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より 1% 以上増減した場合その他記載事項の重要な変更があった場合

当該後の基準日の月の翌月 15 日

特例銀行議決権保有届出書の基準日の月の後の月の末日において、議決権保有割合が 2.5% 以上増

¹¹ 3 ヶ月ごとの月の末日を届け出なければならない（銀行法 52 条の 4 第 3 項）。

¹² 変更報告書の基準日の月の後の月の末日における議決権保有割合が、変更報告書に記載された議決権保有割合が変更報告書に記載された議決権保有割合より 2.5% 以上増減した場合等が定められている（銀行法 52 条の 4 第 2 項、銀行法施行規則 34 条の 5 第 6 項）。

減した場合

当該末日の属する月の翌月 15 日

変更報告書の基準日の後の基準日における議決権保有割合が、当該変更報告書に記載された議決権保有割合より 1%以上増減した場合その他記載事項の重要な変更があった場合

当該後の基準日の月の翌月 15 日

3 . 銀行主要株主

(1) 認可制

(B)の取引又は行為によって、(A)になろうとする者あるいは以下の法人の設立をしようとする者は、予め金融庁長官の認可を受けなければならない(銀行法 52 条の 9 第 1 項、59 条 1 項、2 条 9 項、銀行法施行令 15 条の 4)。

(A)

銀行の総議決権の 20%¹³以上の保有者(銀行主要株主)になろうとする者

銀行の総議決権の 20%¹⁴以上の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする者

(B)

銀行主要株主になろうとする者による、銀行の議決権の取得¹⁵

銀行主要株主になろうとする者が 20%¹⁶以上の議決権を保有している会社による、銀行免許の取得

銀行主要株主になろうとする者による、銀行以外の連結会社等の議決権の取得¹⁷

銀行主要株主になろうとする会社を当事者とする合併で、合併後も当該会社が存続するもの

銀行主要株主になろうとする会社を当事者とする会社分割¹⁸

銀行主要株主になろうとする会社による事業の一部の譲渡

ただし、以下の者は(銀行主要株主になるための)認可を受ける必要はない¹⁹(銀行法 52 条の 9 第 1 項)。

¹³ 役員が銀行の取締役等に就任している場合等、銀行に対して重要な影響を与えることができることが推測される場合は 15% (銀行法 2 条 9 項、銀行法施行規則 1 条の 2)。

¹⁴ 注 13 参照。

¹⁵ 担保権の実行による株式の取得等によるものを除く(銀行法 52 条の 9、銀行法施行規則 34 条の 6 第 5 項)。

¹⁶ 注 13 参照。

¹⁷ これは、典型的には、銀行の親会社である銀行持株会社の議決権の取得が該当すると考えられる。

¹⁸ 当該会社分割により事業の一部を承継させるものに限る。

¹⁹ ただし、銀行持株会社を設立したり、銀行持株会社に転化しようとする場合には、あらかじめ内閣総理大臣の認可を受けなければならない(銀行法 52 条の 17 第 1 項、59 条 1 項、銀行法施行令 17 条第 3 号)。

国等

銀行持株会社になろうとする会社

銀行持株会社・銀行を子会社としようとする銀行持株会社

認可申請が行われた場合、金融庁長官によって以下の基準²⁰に適合するかどうか審査が行われる（銀行法 52 条の 10）。

資金の源泉、株式の保有目的など銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないかどうか
申請者及びその子会社等の財産及び収支の状況が銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないかどうか

銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ十分な社会的信用を有する者であるかどうか

この認可を受けずに銀行の 20%²¹以上の議決権の保有者になった者や、銀行の 20%²²以上の議決権の保有者として設立された会社等に対しては、金融庁長官は、20%²³以上の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命じることができる（銀行法 52 条の 9 第 4 項、59 条 1 項）。この所要の措置としては、株式の売却などが考えられる。

（2）銀行主要株主に対する監督

金融庁長官・財務局長は、銀行主要株主に対し、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、以下の行為ができる（銀行法 52 条の 11、52 条の 12、59 条、銀行法施行令 17 条の 2 の 3）。

銀行の業務又は財産の状況に関し、報告・資料の提出を求めること

事務所その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること

また、金融庁長官は、銀行主要株主が法令等に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、以下の処分ができる（銀行法 52 条の 15 第 1 項、59 条）。

監督上必要な措置を命じること

²⁰ 主要行等向けの総合的な監督指針などに具体的な確認事項が規定されており、認可申請者が事業会社等・投資ファンドの場合について、短期売買目的による議決権の保有等となっていないか、過度の借入金による議決権の取得等となっていないかなどについて検証するとされている（主要行等向けの総合的な監督指針 -2 など）。

²¹ 注 13 参照。

²² 注 13 参照。

²³ 注 13 参照。

認可取消

なお、認可取消の場合は、銀行主要株主は、指定される期間内に銀行の20%²⁴以上の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない(銀行法52条の15第2項)。

4. 支配株主

総議決権の50%超の保有者である支配株主については、通常の主要株主に対する監督措置(3.(2)参照)に加え、以下の監督措置も定められている。

具体的には、金融庁長官は、支配株主に対し、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があるときは、その必要の限度において、以下の行為ができる(銀行法52条の14第1項、59条)。

措置を講ずべき事項及び期限を示して、銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めること

提出された改善計画の変更を命じること

必要の限度において、監督上必要な措置を命じること

²⁴ 注14参照。